

公募型比較見積（物品供給等・業務委託）【共通事項】

<p>1. 比較見積参加資格</p>	<p>(1)</p>	<p>① 見積書の提出期限までに当該年度の大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者であること</p> <p>② 公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること</p> <p>③ 見積書提出期限までに大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること</p> <p>④ 見積書提出期限までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者であること</p> <p>⑤ 当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合においては、見積書の提出期限までに当該契約の履行について当該許可、認可などを受けている者であること</p> <p>⑥ 入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）の提出の必要がある案件については、本市の指定する期限までに、公告本文に定める資格審査資料を提出できること</p> <p>⑦ その他都島区長が特に必要と認めた要件を設定した場合その要件を満たす者であること</p>
<p>2. 比較見積参加手続等</p>	<p>(2)</p>	<p>(1)にかかわらず、やむを得ず大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者以外からも公募型比較見積参加者を募集する場合は、必要な参加資格要件を公告で定めるものとする</p>
<p>3. 見積の方法等</p>	<p>(1)</p>	<p>見積書の提出等の手続きは、公告本文に定める比較見積参加申請のとおり行うこと</p> <p>比較見積の辞退 見積書提出後の辞退は認めない</p> <p>仕様書の取得方法 公告日以降に当区ホームページよりダウンロードするものとする</p> <p>仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める</p> <p>上記(1)～(4)によらない場合は、公告本文に定める</p>
<p>4. 比較見積の不調</p>	<p>(1)</p>	<p>見積書の提出期間及び開札日は公告本文に定める</p>
<p>5. 見積の無効</p>	<p>(2)</p>	<p>見積書の提出</p> <p>① 見積書は、5.の無効となる要件を確認の上で提出すること また、見積書にかかる費用は、見積参加者の負担とする</p> <p>② 落札決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、見積参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載すること</p> <p>③ 見積書の記載は注意して正確に行うこと</p> <p>④ 見積書の提出は、見積書提出期間内に完了すること</p> <p>⑤ 一旦提出された見積書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない</p>
<p>5. 見積の無効</p>	<p>(1)</p>	<p>比較見積の結果、契約相手方と認められるものがないときは、本案件を不成立とし、再度の公告の検討を行うかを含め検討するものとする</p> <p>① 1.の資格がない者が行った見積</p> <p>② 指定の日時まで提出されず、又は到達しなかった見積</p> <p>③ 同一案件に対し2通以上の見積をした見積（この場合、全ての見積を無効とする）</p> <p>④ 見積書に見積金額、件名等を記載せず、又はその記載が明瞭でない見積</p> <p>⑤ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積</p> <p>⑥ 当該公募型比較見積に関し妨害又は不正な行為を行ったと認められる者がした見積</p>

		⑦ 見積書提出締切日時までに当区に対し見積書錯誤理由書を書面により提出し、当区が錯誤無効を認めた見積
		⑧ ①～⑦のほか、仕様書等の公告時において指定した見積条件に違反した見積
	(2)	見積書の提出日から契約の締結までの間において、見積参加者が(1)に掲げるいずれかの事項を満たさなくなった場合は、見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする
6. 契約相手方候補者の決定	(1)	公募型比較見積により契約の相手方の候補者とするのは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者（売払にかかる案件については、最高の価格をもって見積をしたもの。以下、決定候補者）とする
	(2)	(1)の場合において、決定候補者となるべき見積をしたものが2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうち、くじを引かない者がいるとき、都島区長は、その者に代わり当該見積に関係のない本市職員をしてくじを引かせるものとする
7. 低入札価格調査	(1)	低入札価格調査制度適用案件において、落札候補者の入札が調査基準価格を下回る価格（価格による失格基準を設定している場合は、調査基準価格を下回り、かつ価格による失格基準以上の価格）である場合は、低入札価格調査を行う。
	(2)	(1)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とししない。なお、新たな落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る価格（価格による失格基準を設定している場合は、調査基準価格を下回り、かつ価格による失格基準以上の価格）である場合は(1)の調査を行うものとし、以後同様の手続きを繰り返す。
	(3)	(1)の調査のため、落札候補者は、本市の指定する期限までに別途定める根拠資料を提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。
	(4)	提出された根拠資料について本市より説明を求められた場合は、落札候補者はこれに応じなければならない。応じない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
8. 決定候補者への決定通知		決定候補者には、決定後すみやかにその旨を通知する。なお、決定通知は決定候補者のみに行う
9. 契約相手方の公表		原則として、契約相手方の公表は契約相手方の決定日の翌週に大阪市HP上にて行うこととする。また、公表内容は契約相手方及び落札金額のみとする
10. 入札保証金及び契約保証金	(1)	入札保証金 免除
	(2)	契約保証金 免除
11. その他	(1)	提出された見積参加資格審査資料等は、公募型比較見積に関する審査以外に使用しない
	(2)	契約相手方決定後契約締結までに、契約相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。また、決定候補者は決定通知を受けた後、すみやかに暴力団排除条例に基づく誓約書を提出すること
	(3)	(2)の規定は、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を受けた者についても準用する
	(4)	契約締結後、当該契約の契約期間内に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う
	(5)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則に定めるところによる
	(6)	大阪市グリーン調達方針の判断基準を満たすものであること